

支 払 基 金  
平成 30 年 5 月 29 日

### 医薬品マスターの改定について

今般、平成 30 年 5 月 29 日付け厚生労働省告示第 235 号に基づき、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するマスターは、平成 30 年 5 月 30 日から適用のため、当該マスターの「変更年月日」欄を「20180530」に設定し収載しております。

### 記

- 1 新規医薬品コードの設定（変更区分「3」：36 コード）
- 2 麻薬・毒薬・覚醒剤原料・向精神薬の変更（変更区分「5」：2 コード）  
「0」から「1」に変更
- 3 前 1 に係る「医薬品名・規格名」が 32 文字を超える医薬品の漢字名称等の省略（別紙）

## 別紙

「医薬品名・規格名」が32文字を超える医薬品

医薬品コード	医薬品名・規格名（省略後）	桁数	医薬品名・規格名（省略前）	桁数
622635101	エタネルセプトBS皮下注50mgシリンジ1.0mLMA 1mL	31	エタネルセプトBS皮下注50mgシリンジ1.0mL「MA」 1mL	33